

令和4年度 交通事故防止に関するポスターコンクール 入選 栃木県立足利工業高等学校 岩脇 美夢

横断歩道に近づいたら…

横断しようとする人がいないか確認!

横断しようとする人や横断中の人がいたら…

停止して横断者を通行させる!

横断歩道で横断しようとする人や、横断中の人がいるのに停止しなかったり、 横断を妨害した場合、

「横断歩行者等妨害」の違反になります。

横断歩行者等妨害等違反 罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金(過失10万円以下の罰金)

あなたは 道では止まってください

!とちぎの交



主唱:栃木県・栃木県交通安全対策協議会 COFF P > は栃木県交通安全対策協議会 https://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/bouhan/koutsuuanzen/index.html





車道が原則、 左側を通行 歩道は例外、 歩行者を優先



交差点では 信号と一時 停止を守って、 安全確認



夜間はライトを 3 点灯



飲酒運転は 禁止



5 ヘルメット を着用

## 道路交通法改正

## ヘルメット着用が努力義務になりました

- ※ 栃木県自転車条例(令和4年4月施行)で既に努力義務となっています。
- ※ また、県条例で**自転車保険**の **加入は義務**となっています。

ヘルメット非着用の場合、 致死率が約2.6倍に!







自転車走行中の ながらスマホは交通違反になります。 5万円以下の罰金!

3~5年以下の懲役又は 50~100万円以下の罰金!